



令和7年度

大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

令和7（2025）年4月
大阪府

1 グリーン調達方針の意義・目的、対象、基本原則、実施手順

大阪府グリーン調達方針（Ⅰ 物品編）を参照すること。

2 公共工事の基本的考え方

公共工事については、調達金額が大きく、経済に大きな影響力を有し、また大阪府が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めており、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

（留意点）

- ◆長期にわたる安全性や機能確保が必要であること
- ◆資材等の使用にあたっては、各事業特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて留意する必要があること
- ◆予算の適正使用の観点から、コスト縮減に取り組んでいること
- ◆事業の目的や工作物の用途、施行上の難易により資材等の使用形態に差異があること
- ◆調達可能な地域や数量が限られている資材等もあること

3 公共工事の数値目標

事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、資材、建設機械、工法について品目ごとの判断基準等を満足するものの使用に努める。

数値目標は右表に掲げるとおりとする。なお、本調達方針の調達目標等については、毎年度実績等を踏まえ、必要に応じて見直すこととし、右表に掲げられていないものについては、今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、国等の状況を参考にしながら、目標の立て方について検討していくこととする。

品目名	数値目標
アスファルト混合物を使用する際の再生加熱アスファルト混合物利用率（排水性舗装等の特殊アスファルト混合物が必要な場合を除く）	100%
骨材を使用する際の再生骨材等利用率（環境配慮が必要な場合を除く）	100%
間伐材（丸太、製材、チップ等）使用量	1,100m ³

4 定義

判断基準	調達にあたり、 必ず適合させるべき基準（環境物品等の要件） 。 判断基準に適合した物品等の調達状況（適合率等）について目標を定めている。
配慮事項	環境物品等を調達するに当たって 配慮することが望ましい事項 。調達者の判断により、物品等の要件に追加することができる。 なお、本調達方針においては、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」と同等の事項については記載を省略している。

5 留意事項

（１）判断基準及び配慮事項の詳細については、令和 7 年 1 月 28 日に国が変更閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を参照する。

なお、本調達方針の中で表●、別表●という表現があるものは、国の基本方針の当該箇所を参照すること。

＜環境物品等の調達の推進に関する基本方針＞ <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

（２）調達に当たっては、大阪府認定リサイクル製品その他のリサイクル製品の調達に留意するものとする。

＜大阪府認定リサイクル製品＞ <https://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/recycle-products/>

（３）物品等の輸配送時には、知事が定める「大阪府グリーン配送実施要綱」等の条件に留意する。

＜大阪府グリーン配送＞ https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/haigasu/green_index.html

（４）必要とされる機能や性能等を有するもので、本調達方針の「判断基準」を満たすものが市場にない場合等、「判断基準」を満たすものの調達が困難と思われる場合や環境に配慮した契約の推進が困難な場合には、脱炭素・エネルギー政策課（内線 2691）まで問い合わせること。

6 判断基準

【判断基準】

○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる以下に示す資材（材料及び機材を含む。）、建設機械、工法又は目的物の使用を義務付けていること。

※判断基準に記載する義務付けは、工事等の実施にあたって支障のある場合には適用しないものとする。

＜資材＞

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び「土壤の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）を満たすこと。	◆大阪府認定リサイクル製品あり。 
	土工用水砕スラグ	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。	
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるスラグであること。	
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。	
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるスラグが使用された骨材であること。	◆JIS A 5011-1 に適合する資材は、本基準を満たす。
	フェロニッケルスラグ骨材		◆JIS A 5011-2 に適合する資材は、本基準を満たす。
	銅スラグ骨材		◆JIS A 5011-3 に適合する資材は、本基準を満たす。
	電気炉酸化スラグ骨材		◆JIS A 5011-4 に適合する資材

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
			は、本基準を満たす。
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	◆「道路用鉄鋼スラグ」については、 JIS A 5015 に適合する資材は、本基準を満たす。
	中温化アスファルト混合物	○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を 30℃ 程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。	アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	◆ JIS A 5015 に適合する資材は、本基準を満たす。 ◆大阪府認定リサイクル製品あり。 
	再生骨材等	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。 ★②大阪府認定リサイクル製品として認定されていること。	
小径丸太材	間伐材	①間伐材（林地残材・小径木等の再生資源を含む。）であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	
混合セメント	高炉セメント	○高炉セメントであって、原料に 30% を超える分量の高炉スラグが使用されていること。	◆ JIS R 5211 で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。
	フライアッシュセメント	○フライアッシュセメントであって、原料に 10% を超える分量のフライアッシュが使用されていること。	◆ JIS R 5213 で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。
セメント	エコセメント	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品 1トン につきこれらの廃棄物が乾燥ベースで 500kg 以上使用されていること。 ★②大阪府認定リサイクル製品として認定されていること。	◆ JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
コンクリート 及びコン クリート製品	透水性コンクリート	○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。	◆JIS A 5371 で規定される透水性 平板に適合する資材は、本基準 を満たす。
鉄鋼スラグ水 和固化体	鉄鋼スラグブロック	○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50% 以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉 末を使用していること。	
吹付けコン クリート	フライアッシュを用いた 吹付けコンクリート	○吹付けコンクリートであって、 1m^3 当たり 100kg 以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。	
塗料	下塗用塗料（重防食）	○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。	
	低揮発性有機溶剤型の 路面標示用水性塗料	○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶 剤の質量の割合）が 5% 以下であること。	
	高日射反射率塗料	①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が 80% 以上であること。	◆JIS K 5675 に適合する資材は、 本基準を満たす。
防水	高日射反射率防水	○近赤外域における日射反射率が 50.0% 以上であること。	※対象は、日射反射率の高い顔料 が防水層の素材に含有されている もの又は日射反射率の高い顔料 を有した塗料を防水層の仕上げと して施すものであり、建築の屋上・ 屋根等において使用されるもの。
舗装材	再生材料を用いた舗 装用ブロック（焼成）	①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理され たもの等）を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で 20% 以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使 用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除 かれるものとする。 ③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）の規定に従い、製品又は使用している再 生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したもののにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。	◆判断基準③については、JIS A 5031 に定める基準による。 ◆大阪府認定リサイクル製品あり。 （プレキャスト無筋コンクリート製 品） 
	再生材料を用いた舗 装用ブロック類 （プレキャスト無筋コ	①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理され たもの）が用いられたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で 20% 以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使 用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材	

令和 7 年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
	ンクリート製品)	料の重量比 15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。	
園芸資材	バークたい肥	○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比 50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N 比〕 35 以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g 以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上	肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条及び第 25 条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和 61 年農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。
	下水汚泥を用いた 汚泥発酵肥料 （下水汚泥コンポスト）	○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。 ・有機物の含有率（乾物） 35%以上 ・炭素窒素比〔C/N 比〕 20 以下 ・pH 8.5 以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ・アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）	土壌改良資材として使用される場合も含む。 肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条及び第 25 条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」（昭和 61 年農林水産省告示第 284 号）に適合するもの。
道路照明	LED 道路照明	○LED を用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア. 標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上であること。 ウ. LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 60,000 時間以上であること。	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
		②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上であること。 ウ．LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 90,000 時間以上であること。 ③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。 ア．標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。 イ．演色性は平均演色評価数 Ra が 60 以上であること。 ウ．LED モジュール及び LED モジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ 75,000 時間以上であること。	
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製 中央分離帯ブロック	○再生プラスチックが原材料の重量比で 70% 以上使用されていること。	◆JIS A 9401 に適合する資材は、本基準を満たす。
タイル	セラミックタイル	①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で 20% 以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を 2mm 以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。	◆大阪府認定リサイクル製品あり。 
建具	断熱サッシ・ドア	○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。 ①複層ガラスを用いたサッシであること。 ②二重サッシであること。 ③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。	
製材等	製材	①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	※対象は、建築の木工事において使用されるもの。

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が 10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。	
フローリング	フローリング	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ④居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。	※対象は、建築の木工事に於いて使用されるもの。
再生木質 ボード	パーティクルボード 繊維板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。）。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。	◆JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、判断基準③を満たす。

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
		下であること。	
	木質系セメント板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。 ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。	
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で 60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が 100%であること。 ③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。	◆ JIS A 5741 で規定される「リサイクル材料等の含有率区分」R60,R70,R80 及び R90 は判断基準①③及び④を満たす。 ※対象は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるもの。 ◆大阪府認定リサイクル製品あり。 
ビニル系床材	ビニル系床材	○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で 15% 以上使用されていること。	※ JIS A 5705 に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては対象外。
断熱材	断熱材	○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。	
照明機器	照明制御システム	○連続調光可能な LED 照明機器及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。	
変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。	※対象は、定格一次電圧が 600V を超え、 7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるもの。

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
空調用機器	吸収冷温水機	①冷房の成績係数が表1に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表2に示された区分の数値以上であること。	※対象は、冷凍能力が 105kW 以上のもの。 ※木質ペレットを燃料とする機器は、対象外。
	氷蓄熱式空調機器	①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。	※対象は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力が、それぞれ 28kW 以上のもの。
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	※対象は、 JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が 28kW 以上のもの。
	送風機	○プレミアム効率のモータが使用されていること。	※対象は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機。 ※電動機直動式及び排煙機は、対象外。
	ポンプ	○プレミアム効率のモータが使用されていること。	※対象は、定格電圧 600V 以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプ。
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	○排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。	※対象は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管。
衛生器具	自動水栓	①自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。 ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は 2 秒 以内であること。 イ．水圧 0.1MPa 以上、 0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分 以下であること。 ウ．単相交流（ 100V ）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。 ②自動水栓（ AC100V タイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。 ア．電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は 2 秒 以内であること。 イ．水圧 0.1MPa 以上、 0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が 5L/分 以下であること。	※対象は、トイレの洗面用または手洗用の水栓とする。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	○洗浄水量が 4L/回 以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。	
	大便器	○洗浄水量が 6.5L/回 以下であること。	※高座面形及び和風便器は、対象外。

令和 7 年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
コンクリート 用型枠	再生材料を使用した 型枠	○再生材料を使用した型枠については、再生材料（廃プラスチック、古紙パルプ）が原材料の重量比で 50% 以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。	※プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は対象外。
	合板型枠	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が 10% 以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。 ②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。	※判断基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

<建設機械>

品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
排出ガス対策型 建設機械	○別表 1 及び別表 2 に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第 2 次基準値又はこれより優れるものであること。 ○別表 3 及び別表 4 に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第 1 次基準値又はこれより優れるものであること。	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。
低騒音型建設 機械	○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。 （対象機種） ブルドーザー、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、トラクターショベル、クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン、パイプロハンマー、油圧式杭拔機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、アースドリル、さく岩機（コンクリートブレイカー）、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、コンクリートポンプ（車）、コンクリート圧砕機、アスファルトフィニッシャー、コンクリートカッター、空気圧縮機、発動発電機	

<工法>

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
建設発生土 有効利用工法	低品質土有効利用 工法	○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。	
建設汚泥再生 処理工法	建設汚泥再生処理 工法	①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び「土壌の汚染に係る環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）を満たすこと。	

令和7年度 大阪府グリーン調達方針（Ⅱ 公共工事編）

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
コンクリート塊 再生処理工法	コンクリート塊再生処 理工法	○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。	
舗装（表層）	路上表層再生工法	○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。	※対象は、アスファルト混合物の層の厚さが 10cm 以下の道路において使用するもの。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。	
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を 活用した法面緑化工法	○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で 70% 以上を占めること。	
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント 柱列壁工法	○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。	※対象は、仮設工事において使用するもの。

<目的物>

品目分類	品目名	判断基準・配慮事項 ※配慮事項については、基本方針の「分野：公共工事」も参照すること	備考
舗装	排水性舗装	○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。	道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。
	透水性舗装	○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。	雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。
屋上緑化	屋上緑化	①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。	建物の屋上等において設置するものとする。